

返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、入社後に本人の都合または就業規則違反等の事由により短期間で退職した場合、当社は受領済みの紹介手数料の一部を、下記のとおり求人者に返還いたします。

ただし、専ら求人者の都合により短期間で退職することとなった場合は、紹介手数料の返還は行わないものとします。

1. 採用日から1週間以内の退職・・・(人材紹介料)に定める対価100%
2. 採用日から1ヵ月以内の退職・・・(人材紹介料)に定める対価80%
3. 採用日から3ヵ月以内の退職・・・(人材紹介料)に定める対価50%
4. 採用日から4ヵ月以内の退職・・・(人材紹介料)に定める対価20%
5. 採用日から6ヵ月以内の退職・・・(人材紹介料)に定める対価10%

HANABI 株式会社

代表取締役社長 レ・ロン